

商品概要説明書

退職金専用定期貯金

(平成28年4月1日現在)

1. 商品名	・退職金専用定期貯金
2. 販売対象	・個人 原則、当組合の組合員及び組合員家族・新たに組合員（出資者）となられる方
3. 期間	・3ヶ月（自動継続はお取扱できません。）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (1) 預入単位 (2) 預入限度	・一括預入 ・300万円以上 ・1円単位 ・退職金の範囲とします。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 特典 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の 入手方法 (7) 上乗せ利率 の見直し	・スーパー定期貯金又は、大口定期貯金の3ヶ月ものの店頭表示金利に年1.4%を上乗せし満期日まで適用します。 ・1,000万円以上お預け頂いた方は、上記金利に年0.05%を上乗せします。 ・当組合に年金受給口座指定の方は、上記金利に年0.1%を上乗せします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 ・原則、毎年12月の「貯金金利設定委員会」において、上乗せ利率の見直し（改定）を行い決定します。
7. 手数料	－
8. 付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入金額が1,000万円未満 解約日における普通貯金利率 (2) 預入金額が1,000万円以上 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無

	<p>利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>1.1. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部(電話:047-339-1113)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所(電話:043-243-0011)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会がテレビ会議システム等により、協同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>1.2. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入店舗は1人1店舗に限られます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・お一人様1回のみ、初回のお預け入れに限らせていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。